

令和六年二月二十日受領
答弁第四三三号

内閣衆質二二三第四三三号

令和六年二月二十日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員山井和則君提出歯科診療の受診者の利便向上に資する診療報酬での対応等に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出歯科診療の受診者の利便向上に資する診療報酬での対応等に関する質問に
対する答弁書

一及び二について

御指摘の「医科診療所」における「夜間・早朝等加算」については、平成十九年十一月二日の中央社会
保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会において、「第二次・第三次救急医療機関に勤務する医師の負
担となっている時間外軽症者の受け入れを軽減するために、診療所における開業時間の夜間への延長など
時間外診療に対する評価を重視してはどうか。併せて、診療所の初・再診料を見直し、診療所における一
定の開業時間の確保を前提として、時間外診療の評価体系を見直してはどうか」との論点が示された後、
同協議会において検討が行われ、平成二十年一月三十日の同協議会総会において、「平成二十年度診療報
酬改定における主要改定項目について（案）」として、「基本的な考え方」として「病院勤務医の負担軽
減に資するため、軽症の救急患者を地域の身近な診療所において受け止める観点から、診療所における夜
間、早朝等における診療の評価を新設する」、また、「具体的な内容」として「開業時間内に行う夜間、
早朝等における診療について初・再診料に係る加算を創設する」とされたものであり、これを踏まえ、平

成二十年度診療報酬改定で、医科診療報酬において「夜間・早朝等加算」を新設したところである。

一方、御指摘の「歯科診療所」については、当該「医科診療所」に係る「基本的な考え方」に示された事情に必ずしもないことから、お尋ねのように、歯科診療報酬において「夜間・早朝等加算」の評価を行うべきとは考えていない。

三について

御指摘の「口腔ケアの充実」の意味するところが必ずしも明らかではないが、口腔くわうの健康の保持増進を図ることにより、お尋ねの「医療費の抑制につながる」かどうかについては、現在、令和五年度厚生労働科学研究費補助金による「大規模コホートとリアルワールドデータを用いた口腔と全身疾患の関連についての研究」において、「口腔の健康と多様な健康アウトカムに対する網羅的な関係性の分析」をしており、当該分析の中で、「歯科疾患の予防や治療による、生活習慣病等の治療に係る医療費への影響」についての研究を行っているところであり、当該研究の結果等も踏まえながら、必要な検証を行ってまいりたい。